

令和 6 年度瑞浪市議会報告会 開催要領

1 議会報告会の趣旨

市民のためのまちづくりを実現するためには、二代表制の一翼を担う議会は、その役割を適切に果たすことはもとより、市民に更に信頼される身近で開かれた存在となっていく必要がある。

瑞浪市議会では、議会基本条例第 5 条に規定したように、市政の諸問題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換するため、議会報告会を開催する。

2 令和 6 年度の議会報告会

本市議会は、市が実施する事業について市民と意見交換を行い、議員間での議論を経て、事業評価に基づく予算要望や提言へとつなげる政策サイクルの構築を進めている。

このため、今年度の議会報告会では、地域経済建設委員会が実施している政策サイクル構築の取り組みを報告するとともに、市が実施する事業について市民との意見交換の場を設け、そこで出た意見を今後の要望、提言へとつなげていく機会とする。

また、議員、議会の活動、議会の仕事を知ってもらい、議会の魅力を感じてもらうことを目的に次のテーマで開催する。

令和 6 年度議会報告会テーマ

「議会が取り組んでいる政策サイクルの構築について」

地場産品ブラッシュアップ事業に参加した市内事業者や経済界を対象に、主に意見交換を目的として議会報告会を開催する。

議会報告では、地域経済建設委員会が実施した、参加事業者へのヒアリングを踏まえた事業への提言、要望の内容を報告する。意見交換では、参加者から事業についての意見を聴取する。聴取した意見は、整理・分類して、事業目的を踏まえたうえでの事業効果の拡大について議論し、今後の予算要望や事業提言といった政策提言に向けた議会の取り組みに活かしていく。

3 議会報告会の日時・会場

対象：地場産品ブラッシュアップ事業参加事業者（R4 年度～R6 年度参加企業 計 17 社）

瑞浪商工会議所 将来ビジョンプロジェクトメンバー 19 名

一般社団法人瑞浪青年会議所 23 名

日時：11 月 7 日（木） 19:00～20:30

場所：瑞浪市総合文化センター 3 階 講堂

4 次第

議会報告会（司会進行：福永議員、記録：三輪田議員）

- | | | |
|-----------------|-----|---------|
| 1) 開会のことば | 1 分 | （柴田幸議員） |
| 2) あいさつ | 3 分 | （成瀬議長） |

3) 議員紹介	2 分	(司会)
4) 趣旨説明	2 分	(奥村議員)
5) 進行説明	2 分	(司会)
6) 第 1 部 議会報告 (政策サイクルの構築について)	10 分	(渡邊議員)
7) 議会報告に対する質疑回答	5 分	(渡邊議員)
8) 第 2 部 意見交換 (グループワーク)	45 分	(各グループ)
9) グループワークの全体共有	15 分	(各グループ代表)
10) 意見交換まとめ、謝辞	3 分	(奥村議員)
11) 閉会のことば	1 分	(棚町議員)

5 議会報告・意見交換にあたっての基本的な姿勢

議会報告会は市議会が主催し、かつ、合議機関として決定及び確認事項に基づき報告するものであり、会派や議員個人の見解を述べる場ではない。従って、質問・意見に対して答弁を求められた際には、議会としての考え方や議論の経過などについて、説明責任を果たすよう努めるものとする。

また、執行機関の立場と混同した捉え方をされぬように十分留意し、執行機関の立場での説得的な説明・答弁等は避けるものとする。

6 議会報告

- 1) 報告内容 事業の概要、提言内容について説明する。
- 2) 報告者 報告内容は、地域経済建設委員長と議会広報広聴委員長に一任して報告する。
- 3) 報告原稿 報告の準備・配布資料の作成等は、議会広報広聴委員会が行う。
- 4) 質疑応答 報告者は議会報告後に参加者からの質疑を受け付け、回答する。

7 意見交換（グループワーク）

- 1) テーマ 「地場産品ブラッシュアップ事業への提言について」
 - ・事業の具体的な改善案について（更なる市内産業の活性化に必要なこと）
 - ・事業の新たな展開について（販路拡大や関係各所との連携）
- 2) 進め方
 - ①意見交換は、市民と議会が課題を共有する場と位置づけ、聴取した質問・意見・要望（以下「市民意見」という。）は、議会内での議論や政策形成につなげていく。したがって、より多くの市民意見を聴取することに重点を置き、個別事案の説明に長時間を割くことや意見に対して否定するような態度は避け、基本的に「市民の意見をお聴きする」という立場で臨むものとする。
 - ②グループごとに議員 2 人～3 人を配置し、進行と記録をそれぞれ受け持つこととする。
 - ③参加者を 6～8 人程度のグループに分ける。別紙による質問事項に対し、1 質問についてグループ内の一人ひとりが意見を付箋に記載して模造紙に添付し、

発表してもらう。発表は1人あたり1～2分程度とする。

④質問事項に対する意見交換が終了後、テーマ以外の質問や意見を伺う時間を設ける。

⑤より多くの市民が発言できるよう運営に配慮する。

⑥参加者の個人情報等に十分に配慮するものとし、特に参加者自らが言及した氏名、立場以外の呼称等は発言しないものとする。

- 3) 応 答
- ①参加者から議員個人の考えを求められた場合は、議会の構成員として良識ある言動に努めるものとする。
- ②市側に対する質疑については基本的には応じないが、意見等については市側に伝える。

8 班編成

1) 編成方法

事業参加事業者と、プロジェクトメンバー、JCメンバーの仕分けによる班編成とし、1班6～8人＋議員2～3人とする。役割分担は各班で調整を行う。

※別紙 令和6年度議会報告会 班編成及び担当割一覧

2) 役割分担 別紙「令和6年議会報告会 進行及び分担について」のとおり。

9 準備・記録・会場報告

- 1) 開場前
- ①会場設営は参加議員が協力して行う。
- ②担当班はそれぞれ打ち合わせを行い、過去の議会報告会の問題点、反省点を可能な限り修正する。
- ③日程を定め、事前にリハーサルを行う。
- 2) 開会中
- 全体において音声を記録する。意見交換時は各班において市民作成の付箋に追加すべき内容を、記録担当議員が付箋に記録して模造紙に添付し、最終の状況の写真撮影をして記録とする。
- 3) 閉会后
- ①参加議員は、各会場の運営上の課題や問題点を記録し、当日の記録・まとめを担当する議会広報広聴委員へ報告する。
- ②当日の記録・まとめを担当する議会広報広聴委員は、速やかに報告書を作成する。

10 来場者アンケートの実施

- 1) アンケート
- 来場者アンケートを実施する。アンケートの内容は次に掲げる項目とする。
- ①議会報告会の感想・評価
- ②自由意見・その他、必要な事項
- 2) 作 成
- 議会広報広聴委員会がアンケートを作成する。
- 3) 集計・分析
- ①議会広報広聴委員会にてアンケートの集計、分析を行う。

- ②議会広報広聴委員会は、アンケートの記載内容を一読し、その後に開催する議会報告会の運営に反映すべき事項があれば申し送る。

11 報告書の作成

全 体 報 告

- ①議会広報広聴委員会は、開催に関する記録を残し、また次回以降の参考とするため、議会報告会報告書を作成し、議長に提出する。
- ②議会報告会報告書には、総括、開催要領、会場毎報告書、アンケート集計・分析結果、写真その他、必要な事項を記載する。

12 市民意見の取り扱い

1) 整 理

- ①議会広報広聴委員会は、報告会での市民意見及びアンケートに記載された意見を整理し、内容を要約してまとめたものを議長に提出する。

2) 対 応

- ①議長は、市民意見等に対する対応を、所管する委員会に指示する。
- ②必要に応じて議員間で議論し提言、要望につなげていく。
- ③質問事項などへの回答は、基本的にホームページにて公開する。

13 記録・資料の公開

1) 公開範囲

- ①市議会の姿勢、議会報告会への取り組み、市民意見への対応状況を市民に明らかにするため、議会報告会に関する記録・資料は原則として公開する。
- ②市民意見等への対応状況は、可能であれば処理経過を公開する。
- ③議会報告会参加者に対して、会場での発言、写真、アンケート記載内容を公開することについて、意見交換前に説明し、了解を得る。

2) 公開方法

- 記録・資料は、みずなみ議会ちゃんねる。及び市議会ホームページその他の方法で公開する。

14 広報宣伝

1) 参加推進

- ①瑞浪商工会議所へ参加依頼を行う。
- ②地場産品ブラッシュアップ事業参加事業者へ参加依頼を行う。
- ③一般社団法人瑞浪青年会議所へ参加依頼を行う。
- ④事前に参加人数を把握する。

2) ホームページ 瑞浪市サイト内市議会ホームページに随時、事前情報を掲載する。

- ①掲載範囲 開催案内、開催要領、チラシ。
- ②掲載時期 公開できる情報がまとまり次第、掲載する。

3) 広報紙

- ①11月1日号市広報紙、11月1日号議会広報紙に「議会報告会」の案内。

4) その他

- ①記者クラブに情報提供する。